

+

+



直近の労働・社会関連記事一覧

令和5年5月8日以降の対応について

半日年休の日の残業手当の計算方法は？

1



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 技能実習廃止し新制度へ (2023/4/24)

政府が設置した技能実習制度および特定技能制度のあり方に関する有識者会議は、制度見直しに向けた中間報告書のたたき台を明らかにした。目的と実態のかい離がみられる技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべきと提言している。技能実習に設けている転籍制限は緩和する方向。監理団体は要件を厳格化したうえで存続することとし、監理能力の向上を図っていく。

2. 民間企業夏季賞与 15 年ぶり 40 万円超も (2023/5/1)

民間企業の 1 人当たり夏季賞与の平均額が、2 年連続で増加する見込みであることが、シンクタンク 3 社の予想により分かった。増加幅の予測は 1.8～2.8%増と、やや差が出る形となっており、最も高い予想をした三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングはリーマン・ショック直前の 2008 年以來 15 年ぶりに 40 万円を超えるとしている。最も厳しい予想をしたみずほリサーチ&テクノロジーズは 22 年度下期の企業収益に弱含みがみられるとして、支給月数が横ばいになると分析した。

3. SE 所定内 男性は 34.6 万円に (2023/5/1)

厚生労働省「令和 4 年賃金構造基本統計調査」によると、役職者を除いた男性の職種別所定内給与は、社内システムエンジニアを含む「ソフトウェア作成者」が 34.6 万円、「自動車組立従事者」が 27.9 万円、スーパーや小売店の「販売店員」が 25.2 万円だった。女性では、看護師 30.5 万円、ソフトウェア作成者 28.7 万円、販売店員 20.1 万円などとなっている。ソフトウェア作成者・男性の経験年数別の水準は、0 年の 24.6 万円に対して 15 年以上では 1.7 倍の 41.5 万円となっている。

4. 失業時の基本手当 安易な離職防止が課題 (2023/5/15)

厚生労働省は、雇用保険制度のあり方を検討してきた「雇用保険制度研究会」(座長・山川隆一明治大学教授)の議論の中間整理案を明らかにした。約 1 年間の議論で出た委員の意見を列挙し、今後の制度運営の選択肢として提示している。新しい資本主義実現会議で議論されている、自己都合離職者に対する基本手当の給付制限期間の見直しについては、安易な離職や受給目的の離職の防止が課題と指摘。「失業中の生活の安定を含めて考えると、給付制限は 1 カ月程度でも良い」との意見を盛り込んでいる。

★その後の新型コロナ情報★

令和5年5月8日以降の対応について。

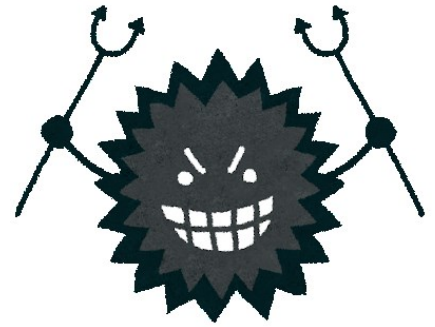
5月8日以降新型コロナが5類に位置付けられました。

これによって社会保険・労働保険上にも変更点がありますので確認してみましよう。

- **傷病手当金**

新型コロナに係る傷病手当金については臨時的な取扱いとして、2023年5月7日までは療養担当者意見欄の証明の添付が不要でした。

今後は、支給申請については他の傷病による支給申請と同様に、**傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄に医師の証明が必要**になりました。



- **療養期間の取り扱い**

新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、**個人の判断に委ねられます**。しかしながら以下の事項が推奨されています。

- ✓ 発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、**発症日を0日目として5日間は外出を控えること**
- ✓ 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること

- **雇用保険の特例の終了**

従業員本人または同居の親族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること等の理由により会社を退職した場合、**特定受給資格者**として適用になっていましたが、**終了**となりました。

- **労災の扱い**

5類感染症に位置付けられた後も、**業務上災害**、そして、**労災保険の給付対象**になりますが、今まで労災保険料のメリット制に反映されてなかったところ、今後は反映されます。

今のところ、この様な情報が公表されています。まだまだコロナが鎮圧したとは言えない現状、注視していきましょう。

労務管理の関するご相談は、当事務所にお問い合わせ下さい。

．．．．ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第138回

半日年休の日の残業手当の計算方法は？

Q、当社の社員に残業計算について質問がありました。

午前に半日年休を取得した日に定時17時以降2時間残業しました。

どのように計算したらいいのでしょうか？

A、その日の出勤後の実労働時間が8時間を超えなければ、割増賃金の支払義務は生じません。

労働基準法では実労働主義が採用されていますので、割増賃金の支払いにおいては、年次有給休暇の取得時間は労働時間に算入せず、実労働時間で計算を行うこととなります。

労働者が半日の年次有給休暇(半休)を取得した場合、賃金支払の対象となる

時間は8時間ですが、実際に働いた時間(実労働時間)は定時の終業時刻時点ではまだ4時間に過ぎません。つまり17時以降4時間までは残業割増は必要ありません。



★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

沖縄は梅雨入りしました。例年より遅いそうですが、関東もうじきですね。新緑が雨に濡れて鮮やかな季節です。寒かったり暑かったりのこの季節特有の気候、皆様体調を崩さずにいらっしゃいますか？

事務所の業務は、4月からの社員の得喪手続きも終わり一段落です。ハローワークの処理は、未だ4月分が終わってないようですが後は完了待ちのお気楽な感じ。今度のピーク、算定と年度更新かな。また、ご準備よろしくお願いします。

・ ・ ・ 発 行 ・ 制 作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>